

永瀬発電所ほか2発電所の電力売却に係る仕様書

令和6年7月
高知県公営企業局

目次

第1章 総則

1 適用	1
2 電力の売却及び契約対象となる発電所	1
3 契約期間及び受給期間	1
4 受給電力量	1
5 発電見込み	3
6 発電停止及び出力変更	3
7 設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止	3
8 発電バランシンググループ	4
9 運用申合せ書の提出	4

第2章 電力量料金等

1 電力量料金等の算定	5
2 電力量料金等の支払	5

第3章 その他

1 託送供給等の契約	7
2 記録	7
3 守秘義務	7
4 契約条件	8
5 法令等の遵守	8
6 疑義の決定等	8

月別送電電力量実績（平成26年度から令和5年度）	別紙1
発電停止計画（令和7年度から令和9年度）	別紙2

第1章 総則

1 適用

この仕様書は、高知県公営企業局（以下「企業局」という。）が所有する永瀬発電所ほか2発電所で発電する電力の売却に係る契約（以下「本契約」という。）に適用する。

2 電力の売却及び契約対象となる発電所

企業局は、次に掲げる発電所（以下「本発電所」という。）で発電する電力のうち、本発電所内等で使用する電力を除いた全量（以下「受給電力量」という。）を買受人に売却する。

発電所名	所在地	発電方式	運用形態	最大出力	スマートメータ
永瀬発電所	香美市香北町白石	ダム水路式水力	ピーク	22,800kW	○
吉野発電所	香美市香北町吉野	ダム式水力	ピーク	4,900kW	○
杉田発電所	香美市土佐山田町杉田	ダム式水力	連続	11,500kW	○

3 契約期間及び受給期間

契約期間：契約締結日から令和10年3月31日まで

受給期間：令和7年4月1日0時から令和10年3月31日24時まで

4 受給電力量

(1) 予定売却電力量

過去30年間（平成6年度から令和5年度まで）の発電実績と当該年度の発電停止計画に基づき算定した受給期間の予定売却電力量を次表に示す。

本発電所は水力により発電を行うことから、気象状況等により受給電力量が変動する特性があり、予定売却電力量は実際の売却に当たっての受給電力量を保証するものではないが、買受人は受給電力量の全量を購入するものとする。

なお、運用形態がピークとなっている発電所について、買受人の都合により運用パターンを変更したい場合であっても、貯水池運用等の理由により基本的には変更できない。

ア 令和7年度（単位：MWh）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
永瀬	10,179	11,164	10,899	13,387	11,577	11,045	9,274	5,786	1,050	3,740	4,326	8,255	100,682
吉野	1,841	2,040	2,065	2,635	2,218	2,149	1,694	968	761	508	650	831	18,360
杉田	4,692	5,104	5,121	6,289	5,322	5,231	4,305	2,465	1,937	1,473	1,714	3,734	47,387
計	16,712	18,308	18,085	22,311	19,117	18,425	15,273	9,219	3,748	5,721	6,690	12,820	166,429

イ 令和8年度（単位：MWh）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
永瀬	10,179	11,164	10,899	13,387	11,577	11,045	9,274	5,786	5,423	3,865	4,326	8,255	105,180
吉野	1,841	2,040	2,065	2,635	2,218	2,149	1,694	968	843	543	650	1,432	19,078
杉田	4,692	5,104	5,121	6,289	5,322	4,072	0	0	0	0	142	3,734	34,476
計	16,712	18,308	18,085	22,311	19,117	17,266	10,968	6,754	6,266	4,408	5,118	13,421	158,734

ウ 令和9年度（単位：MWh）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
永瀬	10,179	11,164	10,899	13,387	11,577	11,045	9,274	5,786	5,423	3,616	4,326	8,255	104,931
吉野	1,841	2,040	2,065	2,635	2,218	2,149	1,694	968	843	543	650	1,432	19,078
杉田	4,637	5,163	5,121	6,289	5,322	5,231	4,305	2,465	2,172	1,473	1,714	3,734	47,626
計	16,657	18,367	18,085	22,311	19,117	18,425	15,273	9,219	8,438	5,632	6,690	13,421	171,635

エ 平均予定売却電力量（単位：MWh）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計	16,694	18,328	18,085	22,311	19,117	18,039	13,838	8,397	6,151	5,254	6,166	13,221	165,599

(2) 過去の送電電力量実績

令和5年度までの過去10年間の月別送電電力量実績を「別紙1」に示す。令和5年度の時間帯別送電電力量実績30分値（永瀬、吉野、杉田）は、参加資格を有すると通知を受けた者（以下「参加資格者」という。）に提示する。

(3) 受給電力量の計量

受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により買受人が行うものとする。

ア 電力量計の計量は、毎月末日24時に行うものとし、一般送配電事業者から買受人に通知された計量値を、買受人は、速やかに企業局に通知するものとする。

イ 電力量計に故障が生じたときの当該時間内における受給電力量については、その都度企業局と買受人で協議のうえ確定するものとする。

ウ 企業局は、電力の受給について買受人が必要とする事項を記録するものとし、買受人の求めに応じてこれを提出するものとする。

エ 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、または企業局の事情により電力量計の取付位置を変更する場合は、これに要する費用を企業局が負担する。

(4) 売却電力量の計量の期間

毎月1日の0時から同月末日の24時まで

5 発電見込み

(1) 発電見込みの通知

企業局は、次表のとおり通知期限までに発電出力の計画値（以下「発電見込み」という。）を買受人に通知する。これ以外の通知内容及び通知方法は、企業局と買受人で協議のうえ定めるものとする。

通知期限	通知内容
前日の午前9時20分まで (協議のうえ定める)	発電時刻、発電出力

(2) 発電見込みの変更

企業局は、(1)の発電見込みの通知以降においても、降雨等によるダム流入量の増減や電力ひっ迫に伴うピークシフトなどの社会的要請を受けて、発電見込みを変更することがある。

6 発電停止及び出力変更

企業局は、発電見込みの通知以降においても、次に掲げる事由により発電停止及び出力変更を行うことができるものとするが、可能な範囲において、変更幅の縮小や事前の通知に努めるものとする。ただし、発電施設、送配電施設等の突発的な事故及び故障や、異常出水により発電停止した場合は、事後速やかな通知に努めるものとする。

(1) 本発電所の施設、設備の故障等

- ア 取水設備等の故障または故障に伴う点検等
- イ 発電機、水車及び付帯設備の故障または故障に伴う点検等

(2) ダム流入量や河川の流量変動に対する対応

(3) 送電線、配電線の突発的な事故及び故障に起因する発電停止または出力変更

(4) 河川内事故の発生など、警察機関、消防機関、河川管理者等の要請に起因する発電放流の変更

(5) 一般送配電事業者の指示等に基づく発電停止または出力変更

(6) その他保安上必要であると判断した場合

7 設備の定期点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、本発電所の保全及び維持のために、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」という。）により発電停止または出力制限を伴う作業（以下「停電作業等」という。）ができるものとし、上記4における受給電力量に影響を与える発電停止計画を別紙2に示す。

企業局は、定期点検等の実施に当たって、発電停止日時を原則として事前に買受人へ通知することとし、可能な範囲において、発電停止時間の縮小に努めるものとする。

なお、設備の故障や不具合対策による停電作業等の追加や期間の変更が発生する場合がある。

8 発電バラnsingグループ

企業局は、本契約の範囲内において買受人が設定する発電バラnsingグループに所属するものとする。なお、企業局は発電バラnsingグループ加入に係る経費は負担しない。

発電バラnsingグループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合、企業局及び買受人との間において当該料金の精算は行わない。

また、企業局が通知した発電見込みと発電実績値の間に差分が発生した場合、買受人の責任において対応するものとし、これによりインバランス料金が発生した場合においても、買受人は一切の請求を行うことはできないものとする。

9 運用申合せ書の提出

電力の受給に関する運用について、仕様書等で定めのない事項については、企業局と買受人で協議して定めるものとし、買受人が運用申合せ書を作成するものとする。

第2章 電力量料金等

1 電力量料金等の算定

買受人が企業局に支払う毎月の電力量料金等は、次の（１）に定める算定方法により算定した電力量料金に、（２）に規定する消費税及び地方消費税相当額及び系統連系受電サービス料金等（以下「発電側課金」という）を加えたものとする。ただし、発電側課金を一般送配電事業者に支払う方法については、別途企業局と買受人で協議のうえ定めるものとする。

- （１）毎月の電力量料金（税抜）の算定方法は、次のいずれかの算定方法による。ただし、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2部料金制の場合

電力量料金（税抜）＝基本料金＋従量料金

基本料金＝平均予定売却電力量×契約単価×基本料金割合（％）÷100÷12

従量料金＝当該月の受給電力量×契約単価×（100－基本料金割合（％））÷100

従量料金制の場合 電力量料金（税抜）＝当該月の受給電力量×契約単価

- （２）消費税及び地方消費税相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額の合算額をいう。
- （３）発電側課金に係る情報については、参加資格者に提示する。
- （４）本契約には、非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとする。また、買受人は、環境価値に関して、認定等に必要となる手続き及び費用の負担を行うものとし、企業局は認定等に必要となる作業に協力するものとする。
- なお、環境価値に関する法令等の改正などにより見直し等の必要が生じた場合は、その取扱いについて企業局と買受人で協議のうえ定めるものとする。
- （５）企業局が令和7年度から令和9年度に容量市場に参加することにより得られる収入については、ペナルティが買受人に起因する場合を除き、本契約により精算しない。このため、提案する購入単価は容量市場から得る収入を除いたものとする。
- なお、容量確保契約額は参加資格者で、希望する者にのみ提示するものとする。
- また、電力広域的運営推進機関と企業局との容量確保契約に基づき、企業局に課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、買受人は資料提供等の協力を行うものとする。

2 電力量料金等の支払

企業局は上記1により算定された電力量料金等を計量日の翌月15日までに買受人に対し請求関係書類をもって請求し、買受人は25日（以下「支払期日」という。）までに企業局に支払うものとする。

支払期日が銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、支払期日を金融機関の翌営業日とする。

なお、買受人は自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金等を支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて、高知県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和 39 年高知県条例第 19 号）第 2 条に規定する割合で計算した延滞利息を上記 1 により算定された電力量料金等に加算して支払う。ただし、16 日以降に請求書を受領した場合の延滞利息の起算日は、請求書を受領した日の翌日から 10 日を経過した日とする。

第3章 その他

1 託送供給等の契約

買受人は、本契約の電力の売却が延滞なく行えるよう、買受人の負担及び責任において一般送配電事業者との託送供給等約款に基づく「接続供給契約」及び「発電量調整供給契約」等にかかる必要な手続きを速やかに行うものとする。

また、買受人と一般送配電事業者との託送供給等契約書等の写しを企業局に提出するものとする。

なお、「発電量調整供給契約」に伴い、本発電所は、本契約の範囲内において買受人が設定する発電バランスグループに所属するが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に係るインバランス調整及び費用の負担は、買受人の責任において行うものとする。

(1) 受給電力量の遠隔計量（自動検針）

買受人の負担により、本発電所内に新たに設備等を設置して、受給電力量の遠隔計量（自動検針）を行う場合は、事前に一般送配電事業者と協議して実現の可否を確認することとし、協議の結果、実施することとなった場合は、企業局の承諾を受けること。ただし、契約期間満了又は本契約の解除後は、速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

なお、責任分界点及び保守分界点は一般送配電事業者と協議のうえ決定し、企業局に通知すること。

(2) 契約期間満了又は解除時における引継事務

買受人は、契約期間満了又は本契約の解除があった場合には、企業局と新たに契約を締結する者に対して、契約名義の変更など託送供給等約款における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

2 記録

企業局及び買受人は、受給電力量など本契約の履行に関するデータの記録を行い、それぞれの要請によりその写しを送付するものとする。

3 守秘義務

(1) 契約履行上知り得た機密

企業局及び買受人は、本契約の履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約期間満了又は本契約の解除後においても同様とする。ただし、企業局が決算報告等のため、電力量や収入等を開示するなど地方公営企業として運営上必要がある場合は、この限りではない。

(2) 契約図書等の取扱い

買受人は、契約図書及び関係図書を本契約の履行以外の目的で第三者に使用させ、またはその内容を伝達してはならない。ただし、あらかじめ企業局の承諾を得た場合はこの限りではない。

4 契約条件

(1) 買受人は、一事業年度に1回、次の書類を企業局に対し提出するものとする。ただし、企業局から指示があった場合は、その都度提出するものとする。

また、買受人は、企業局の求めに応じ、企業局が実施する提出資料等に関する調査に協力するものとする。

ア 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条に規定する発受電月報

イ プロポーザルで提案した内容の実施状況が確認できる資料

提案した内容の履行状況が著しく不相当と認められる場合は、契約等を解除する可能性がある。この場合次回の応募に参加できないものとする。

ウ その他、企業局が指示する書類

5 法令等の遵守

買受人は、本契約の履行に当たって、関連する諸法令や技術要件等を遵守するものとする。

6 疑義の決定等

本仕様書の各条項に疑義が生じた際には、企業局と買受人で協議のうえ定めるものとする。